平成２４年（フ）第４９４号
奈良市押熊町1346番地の１
債務者　福永　桃子
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　典彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月30日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３０号
和歌山市園部110番地の４
債務者　金岡　秀樹
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　裕和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１号
和歌山市園部110番地の４
債務者　金岡　尚子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　裕和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６４０号
岡山市中区赤田64番地１白菊コーポ12号、旧住所岡山市中区赤田269番地１
債務者　中村　孝司
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥田　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３号
山形県米沢市駅前３丁目５番88号
債務者　伊藤　一幸
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　向田　　敏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月６日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４号
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字沢中56番地
債務者　辻屋　光則
１　決定年月日時　平成25年２月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３８６号
函館市昭和４丁目45番12－103号　インデューコース
債務者　村田　裕矢
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
函館市戸倉町34番８号
債務者　工藤　英実
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３５号
函館市戸倉町34番８号
債務者　工藤　恵子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
山形県東置賜郡高畠町大字上平柳2092番地の28
債務者　長沼千穂子
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１４号
千葉県成田市本三里塚202番地８
債務者　伊藤　麗子
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７号
千葉県成田市加良部２丁目１番地２　14棟204号
債務者　幡谷　精三
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２６号
千葉県八街市東吉田907番地33
債務者　小林　誠士
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４０号
新潟県長岡市滝谷町484番地２
債務者　丸山　洋右
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
愛知県瀬戸市美濃池町81番地の１
債務者　山口　申一
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０６号
三重県伊勢市大世古４丁目４番36号
債務者　安井　正治
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第７号
三重県志摩市磯部町築地62番地７
債務者　中川　泰司
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第４０号
埼玉県朝霞市根岸台７丁目46番６号　スターハイムＡ203
債務者　荒井　和典
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係